

私たちに話してみませんか

## “人権擁護委員”は、

あなたの街の相談パートナー

人KENあゆみちゃん

人権擁護委員は法務省監修の民間法人であります。

人権擁護委員とは?

1どんな人?

人権擁護委員は、全国すべての市町村にいます。人権擁護委員は、日常生活に埋もれている人権問題をすくい上げるために、市町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱されます。

人権問題の解決にはきめ細やかな支援が大切です。人権擁護委員には、色々な経験を持った人が就任しています。

人権擁護委員とは?

2どんな制度?

人権擁護委員の制度は、昭和23年にスタートした、歴史ある制度です。人権擁護委員は、人権尊重の理念を国民に広めるため、法務局職員と共に人権相談や教養のための活動(このリーフレットの説明会)をするほか、人権教室や講演会など地域に密着した啓発活動をしています。

人権擁護委員の制度は、民間の人方が国と一体となって、人権を守る制度なのです。

人権擁護委員とは?

3委員の願い

人権擁護委員は、その職務を行つ時、必ずき章(バッジ)を着けています。

き章(バッジ)のデザインは、外枠が「かたばみ」の葉で、中が菊型の「人」の字です。このデザインによれば、地を這つて広がる「かたばみ」のように、人権尊重思想が広がるよ

うとの願いが込められています。

●人権侵害に関するご相談はこちら●

人権についての相談はなんでも

セロ セロ みんなのひらくおほん

みんなの 0570-003-110

受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)

この電話はおかげになつた場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。

一部のIP電話等からは御利用できない場合があります。

学校でのいじめ、虐待など子どもに関する相談はこちら  
女性のいじめや体罰などの子どもの人権についての相談はこちらへどうぞ。  
**受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分**  
(全国共通・通話料無料)

**0120-007-110**

女性の人権ホットライン  
女性の人権についての専用相談電話です。セクハラやDVなどの女性の人権についての相談はこちらへどうぞ。  
●受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)  
●一部のIP電話等からは御利用できない場合があります。

インターネットでも相談を受け付けています

インターネット人権相談 検索  
**http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html**

**SOS-Eメール**  
<https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>



秘密は守ります。  
相談は無料です。  
ぜひご相談ください。

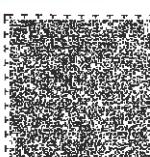
人KENあゆみちゃん



き章

リサイクル適性①  
この印刷物は、印刷用紙としてリサイクルできます。

法務省人権擁護局  
全国人権擁護委員連合会



ひとりで悩まず  
法務局に相談を

# 今、囁みを抱えるあなたへ



人KENあゆみちゃん

人KENまもる君

人KENあゆみちゃん

人KENまもる君

●差別を受けた ●暴行・虐待を受けた

●セクハラ・ハラハラを受けた

●いじめ・休罰を受けた

●看護費・プライバシー侵害を受けたなど

# あなたの 人の 権侵害 かも…



# もう一人で悩まないで

## 相談から解決へ

人権擁護委員

法務局職員

- 全国各地の法務局では、職員や人権擁護委員が人権に関する相談をお受けしています。
- 必要に応じて、事実関係を調査します。
- あなたの悩みの解決のため、最善の方法を一緒に考えます。
- いじめ、いやがらせ、虐待などを見たり聞いたりしたときにも、情報を寄せください。

